

## 韓国における女性の所得保障をめぐる研究動向と今後の課題

— 学術論文誌と政府シンクタンク報告書を中心に —

金 鎮

### I. はじめに

#### 1. 研究背景と目的

韓国において女性の貧困問題に関する議論が可視化されはじめたのは、1980年代末からである。その後、貧困問題は特に所得保障制度を中心に対応されてきたため、女性の貧困をめぐる研究もそれら制度の成立・展開と相まって進められている。

1960年代から社会保障関係法が整備される中で生活保護法が制定されたが、同法は1999年廃止され、国民基礎生活保障法が代表的な公的扶助として浮上する。同法において女性の貧困問題に関する研究は、主に自活事業に焦点化されている。また1980年代には母子世帯の増加に伴い、低所得母子世帯の貧困を解決すべく母子福祉法が制定された(1989年)。そこでは母子世帯の貧困の原因・実態・対策に関する研究が行われている。そして、女性の老後所得保障機能を担う主要な制度として国民年金制度がある。韓国では1988年導入以来、女性の年金受給権等をめぐる議論が多くなされており制度改革にも反映されたが、女性の年金保障は依然として不安定で多くの研究課題を有している。2000年に入り、韓国社会では「生産的福祉」のスローガンの下に急速に社会保障制度の拡大・整備が進んでいる。しかしながら、一方では社会保障制度からの排除や十分な保障が受けられない、社会保障における「死角地帯」が深刻な問題となっ

ている<sup>1)</sup>。特にその中心部の多くが女性であることから女性の対貧困政策の必要性は高まっており、より一層の研究が要請されている。

本稿では上記の研究背景の下で、韓国の対貧困政策である所得保障制度を中心にこれまで行われてきた女性の所得保障をめぐる研究を概観し、今後の研究課題を提示することを研究目的とする。というのもこれまで女性の所得保障をめぐる研究が多かったものの、それら全体を横断する観点でアプローチされた研究は見受けられないためである。本稿での考察は、韓国にとっては今後望まれる所得保障政策のあり方に向けての一助となり、日本にとっては東アジア福祉国家論や社会保障分野の日韓共同研究が進んでいる中で、韓国の所得保障研究に関する情報提供になると考える。また貧困の女性化が日韓共通の社会問題であり、女性の所得保障が重要課題とされている点を考慮すると、韓国の女性の所得保障研究の考察は日本にとっても一定の示唆を与えると考える。

#### 2. レビュー文献の選定

本稿では韓国の代表的な所得保障制度である国民年金制度、国民基礎生活保障制度、母子福祉制度の3つの制度のいずれかに関するもので<sup>2)</sup>、かつ女性の所得保障の観点から分析されている文献をレビュー範囲として設定する。具体的に韓国学術振興財団の登載・登載候補となっている学術

表1 レビュー文献の選定

区分	学会・機関名	学術論文誌・機関誌名	レビュー期間	選定数
学術論文誌	韓国社会福祉学会	『韓国社会福祉学』	1979-2007	6
	韓国社会保障学会	『社会保障研究』	1985-2007	6
	韓国社会福祉政策学会	『社会福祉政策』	1995-2007	6
	韓国家族社会福祉学会	『韓国家族福祉学』	1997-2007	1
	韓国社会政策学会	『韓国社会政策』	1994-2007	0
	韓国政策学会	『韓国政策学会報』	1994-2007	1
	韓国女性学会	『韓国女性学』	1985-2007	2
	韓国女性政策研究院	『女性研究』	1990-2007	4
	大韓家庭学会	『大韓家庭学会誌』	1959-2007	2
	韓国生活科学会	『韓国生活科学会誌』	1992-2007	1
研究刊行物	韓国保健社会研究院	『保健社会研究』	1995-2007	2
		研究報告書	1996-2007	6
	韓国女性政策研究院	研究報告書	1983-2007	9
単行本				6
合計				52

出所：筆者作成

論文誌の10種<sup>3)</sup>と、社会保障分野の最も代表的な政府シンクタンクである「韓国保健社会研究院」と「韓国女性政策研究院」の研究刊行物、その他の文献に限定する。レビュー期間は初刊から2007年発行の最終版を基準とする。こうしてリストアップされた文献は学術論文誌29本、研究刊行物17本、単行本6本で合計52本である(表1)。

### 3. 分析枠組みと手順

諸研究の考察に当たっては2つの分類軸に基づく。第1の軸は「研究制度別分類」として、諸研究が対象とする制度、すなわち国民年金制度、国民基礎生活保障制度、複数制度のように3区分する。このように区分された諸研究を、次は類似の研究目的ごとにグルーピングし、その上で研究方法(分析範囲と方法)と研究内容(研究結果と課題)に沿って考察を行う。これはこれまでの女性の所得保障をめぐる諸研究の論点、方法、結果等をより明確化するためのものである。第2の軸は「研究時期別

分類」として、52本の論文を研究時期別に並べて全体的な研究動向、特に時期別の研究対象制度における主な論点、研究機関別特徴等を中心に考察を行う。以上の分析枠組みに沿って、次は女性の所得保障をめぐる研究動向を考察する(Ⅱ)。続いてそれらを踏まえて全体的考察と今後の研究課題を提示し(Ⅲ)、最後に今後の課題について述べる(Ⅳ)。

## Ⅱ. 女性の所得保障をめぐる研究動向

### 1. 研究制度別分類

52本のうち個別制度に着目した研究は26本で、国民年金制度に関するものが一番多く(20本)、次に国民基礎生活保障制度に関するものである(6本)。なお母父子福祉制度のみを女性の観点から分析した研究は見当たらなかったため、ここでの考察から除外する。

表2 国民年金制度と女性をめぐる研究

	研究目的	分析範囲	分析方法
①	年金制度全般における問題点分析と改善策の提示(11)	加入・受給(9) 加入(1), 受給(1)	制度・統計分析(8) 制度・統計分析+外国事例(3)
②	年金制度による女性の老後所得保障の程度・効果の分析, 改善策を提示(3)	加入・受給(2) 受給(1)	制度・統計分析+シミュレーション分析(2) 以上の方法+国際比較(1)
③	高齢女性の貧困化原因, 年金制度の分析, 改善策の提示(3)	加入(1), 受給(2)	制度・統計分析(2) 制度分析+インタビュー調査(1)
その他	女性の就業構造と年金制度における問題(1)	加入・受給	制度・統計分析+外国事例
	年金分割の問題と課題(1)	年金分割	制度分析+外国事例
	外国の出産・育児クレジット制度の分析と韓国における導入方案(1)	外国の出産 ・育児クレジット	外国事例

注：( )内は論文の数を示す。

出所：筆者作成

(1)国民年金制度

まず、諸研究を研究目的別にまとめる(表2)<sup>4)</sup>。年金制度においては制度全般における問題点・改善策の分析が最も多く(11本)、特に女性の年金受給権問題や不安定な年金保障が主な論点となっている。次に女性の老後所得保障の程度・効果の検証(3本)、高齢女性の貧困原因・実態・対策の一環としての年金制度の分析(3本)、年金分割や年金クレジットに関する研究等がある。続いて分析範囲は研究目的別の特徴はみられず、年金制度の加入と受給の両面からの考察が一番多く(12本)、そのいずれかに限定したものが6本、残り2本は年金分割、年金クレジットを分析対象としている。分析方法はいずれも制度・統計分析が中心であるが、目的①では外国事例の分析、目的②ではシミュレーション分析や国際比較、目的③ではインタビュー調査等、研究目的別に特徴が見えた。

最後に、研究内容を整理する。目的①では性別役割分業・性差別化されている家族・労働市場の構造が年金制度にそのまま反映され、年金加入・受給における男女間格差をもたらす点、その結果、女性の老後所得保障は非常に不安定となると結論付けている。ちなみにこれは他の研究でも共通する内容である。目的②では年金制度の仕組みの違いにより年金保障の水準が異なる点、また一定の年金加入期間をもつ女性には年金分割や育児クレジットが給付水準の引き上げに役立つという点等を挙げている。目的③では貧困の女性化は女性の全生涯における性差別の結果であり、男性稼ぎ手モデルを前提とする年金制度もその原因の一つであると指摘している。その他、女性の不安定な雇用構造による不十分な年金保障の問題、年金分割は財産請求権の観点で配偶者の状況とは無関係で独立した権利として認めるべき点、育児クレジット

表3 国民基礎生活保障制度と女性をめぐる研究

研究目的	分析範囲	分析方法
自活事業及び女性参加者に関する分析と課題提示(6)	自活事業の内容(3) 自活事業の自活共同体(2) 自活事業の看病人ドゥミ事業(1)	制度・統計分析+調査分析(5) 制度・統計分析(1)

出所：筆者作成

は所得保障機能の強化という年金制度本来の目的から検討されるべき点等が挙げられている。

これらに対する今後の課題は研究目的別に大きな違いが見られないため、研究目的別に区分を行わず次のように2つにまとめておきたい。一つは中短期的課題として、年金分割・遺族年金・併給措置の改善や年金クレジットの導入等の主に派生的受給権の改善であり、もう一つは長期的な課題として基礎年金の導入等が挙げられている。

## (2) 国民基礎生活保障制度

これに関する研究すべては、ジェンダー主流化<sup>5)</sup>・ジェンダー観点からの自活事業及びその参加女性の問題・課題の分析に限定されている(表3)<sup>6)</sup>。分析方法は制度・統計分析が中心であるが、6本のうち5本が実態調査である点は看過できない特徴の一つである。これは自活事業の効果や参加女性の経験の分析という諸研究の目的によるものである。

続いて研究内容を整理する。研究結果は自活事業の問題点と自活事業からみた国民基礎生活保障制度の問題点の提示に分かれる。前者では、①自活事業の対象者選定における問題(女性の労働権の排除、性別役割分業のイデオロギーの反映等)、②女性の自活勤労の内容が家事労働の延長領域(例:看病事業)に集中する問題、③参加女性のニーズへの対応の不十分さ、④自活事業の管理体系の不備等が指摘されている。後者では、貧困女性の基礎生活と自活支援を保障するにあたって国民基礎生活保障制度は多くの限界をはらんでいる点を指摘している。これらに対する今後の課題としては、自活事業にジェンダー主流化観点の導入、事業遂行における改善等が挙げられている。

## (3) 複数制度

複数制度を分析している研究の場合は、個別制度研究に比べてより多様な研究目的をみせる(表

5)<sup>7)</sup>。最も多いのは貧困の女性化の原因・実態・関連政策の分析を踏まえて改善策を提示するものであり(7本)、それらは主に家族・労働市場、福祉政策(制度)の3つの側面に焦点をあてていることに共通点がある。次は低所得母子世帯の実態と関連政策に関するもの(6本)と、女性・家族福祉関連法政策(5本)や所得保障制度の死角地帯に関する分析(3本)がある。その他、離婚家族や児童養育家族、女性のワーキングプア問題に関する研究等がある。次に分析範囲についてまとめる。26本のうち3つの制度すべてを取扱っているものは9本であり、それらは主に社会保障制度や女性・家族福祉関連政策等の下位領域として幾つかの所得保障制度を取上げている点に共通点をもつ。一方、本稿の分析対象である3つの制度の分析範囲に注目すると、研究目的別に非常に多様で一定の特徴を見出すことは困難であるが、制度の加入(適用)対象と受給の両面からの分析が全体の5割(13本)で一番多く、受給面の分析が6本、加入面の分析が3本、特別な区分がないものが4本という結果が明らかになった。最後に分析方法は、研究目的別の特徴や違いがみられず制度と統計分析が中心であり、外国事例の分析も多数である(10本)。それらは主に諸制度の改善策を模索するにあたって一定の示唆を導き出すための作業の一環と見られる。

最後に、研究結果と課題をまとめる。全体的な研究結果は目的別に相違があるが、3つの所得保障制度に注目すると前節の個別制度の分析結果と類似する。目的①では所得保障制度が性別役割分業・性差別化されている家族・労働市場の構造をそのまま反映するため、結果的に貧困の女性化を容認・強化させている点、また性差に基づく統計資料の不足により女性の貧困が隠蔽されてしまう点等を指摘している。目的②では母子世帯の所得水準に沿って3つの所得保障制度がそれぞれカバーしているが、適用対象はごく一部でしかも給

表4 複数の所得保障制度を対象とした研究

研究目的	分析範囲	分析方法	
① 女性の貧困化原因・実態・関連制度政策の分析, 改善方案の提示(7)	A+B+C(1): 適用対象 A+B(4): 制度(1), 加入・受給+制度(1), 加入・受給+受給(2) B+C(1): 受給+予算 A+D(1): 制度	制度・統計分析(5) 制度・統計分析+外国事例(2)	
② 低所得母父子世帯の実態・関連政策の分析(6)	A+B+E(3): 適用対象(1), 適用対象・受給+適用対象・受給(2) A+D(1): 受給 B+C(1): 適用対象 D+E(1): 受給	制度・調査分析+外国事例(4) 制度・統計分析+外国事例(1) 制度・統計分析(1)	
③ 女性・家族福祉関連法政策の分析, 改善策の提示(5)	A+B+C(2): 適用対象・受給 A+D+E(1): 法制度 A+B(1): 受給 制度区分なし(1)	制度(2) 制度・統計分析+外国事例(1) 制度+調査分析(1) 制度・統計分析+調査分析(1)	
④ 所得保障制度やその死角地帯の分析, 改善策の提示(3)	A+B+C(2): 適用対象・受給 A+B(1): 加入・受給+適用対象・受給	制度(1) 制度・統計分析(1) 制度・統計分析+調査分析(1)	
その他	福祉制度における女性像(1)	A+D: 適用対象・受給	制度・統計分析
	離婚家族の実態の分析, 支援策の提示(1)	A+B+C: 適用対象・受給	制度・統計分析+外国事例
	女性就労貧困層と関連政策の分析(1)	A+B: 受給	制度・統計分析
	脆弱家族に対する児童養育支援分析, 改善策の提示(1)	B+C: 適用対象・受給	制度・統計分析
	最低年金制度の導入方案の検討(1)	A+B: 受給	制度・統計分析+外国事例

注: 国民年金制度(A), 国民基礎生活保障制度(B), 母父子福祉制度(C), 旧制度 = 生活保護法(D), 母子福祉制度(E)  
出所: 筆者作成

付水準も低いため母子世帯の貧困は依然として解消されず貧困の女性化の象徴となっている点、また近年、家庭内ケア労働への十分な政策支援が整わない中で推進されているワークフェア型政策の問題点を指摘している。目的③では福祉制度が前提している女性は男性の被扶養者、児童養育・老人扶養の責任者である点、また福祉制度政策の多くは残余的な措置をとっている点等を挙げている。目的④では年金制度の死角地帯にある者の多くが女性である点、自活事業における女性差別的な要素が貧困の女性化を助長している点を指摘している。その他、離婚女性、児童養育家庭等に対して諸制度は様々な問題をはらんでいると述べている。

これらに対する今後の課題は2点に集中する。一つは女性の特徴やニーズが反映される仕組みと

して予防的・ライフサイクルを考慮した貧困対策が整えられるべきであるという点であり、もう一つは女性のケア労働を社会的に評価・分担すべきであるという点である。具体的には基礎年金や年金クレジットの導入、年金分割や自活事業の改善、ジェンダー統計資料の生産<sup>8)</sup>、児童手当の導入等を挙げている。

## 2. 研究時期別分類

ここでは52本の論文を研究時期別に1980年代、1990年代、2000年代に3区分し、各時期における研究動向を女性政策の動向を踏まえながら、研究対象制度における主な論点と研究機関別特徴等を中心に考察を行う<sup>9)</sup>。

1980年代は複数制度に関する研究のみ存在して



表5 女性の所得保障をめぐる研究動向(研究時期別分類)

研究 時期	研究対象制度		
	国民年金制度 (1988年施行)	国民基礎生活保障制度 (2000年施行)	複数制度
1984			1(②)◆
1988			1(②)◆
1990	1(③)◆		2(③, その他)◆◆
1992	2(③, その他)◆◆		
1995	1(①)◆		
1996	1(①)◆		
1997			1(①)◆
1998			1(②)◆
1999	1(③)◆		
2000	2(①)◆△	1◆	1(②)●
2001	1(①)◆	1◆	
2002	2(②)◆△	2◆◆	1(①)△
2003	2(①, その他)◆◆		6(①-3)(②-1)(③-1)(④-1)◆◆◆●●●△
2004	2(①)◆●		3(③-2)(④-1)◆◆●
2005	3(①-2)(②-1)◆◆●	1◆	3(③-1)(④-1)(その他-1)◆◆●
2006	2(①, その他)◆◆	1◆	5(①-2)(②-1)(その他-2)◆◆◆●△
2007			1(その他)◆
計	20	6	26

注：数字は論文の数を示す。( )内は前節の制度別研究目的のパターンとその数を示す。

記号：◆学会 ◆韓国女性政策研究院 ●韓国保健社会研究院 △単行本

出所：筆者作成

おり、それは低所得母子世帯の実態・支援策の分析の上、政策提案を行ったものである。韓国において70年代までは要保護女性への事後的支援が中心であったが、80年代に入り、民主化運動と女性団体の活動が活発になる。その中で1984年UN女性差別撤廃協約の国会批准により両性平等や男女差別撤廃等が女性政策の目標とされる。同時に女性政策を担当する政務長官(第2室)と政府シンクタンクの韓国女性開発院(現・韓国女性政策研究院、以下これに統一する)が設立され、女性問題が本格的な政策議論となり法制度の樹立にも大きな影響を及ぼす。80年代の2本の研究も、母子福祉法の制定に向けての基礎資料の提供の一環で同機関で行われたものである。

1990年代に入り、政府は国際的な女性政策戦略であるジェンダー主流化理念を受け入れ女性関連

法制度の樹立に力を注ぐ。特に1995年の女性発展基本法の制定により憲法上の平等権の実現が国家義務となり、女性政策基本計画の策定等が定められる。また、以前の政務長官(第2室)を大統領直属特別委員会に改編する。このような政策動向は、女性の所得保障研究にも大きく反映される。90年代の研究動向をみると、まず国民年金制度の導入(1988年)に伴い同制度に関する研究が徐々に現れることが確認できる。そこでの主な論点は、家族と労働市場の構造をそのまま反映する年金制度において女性の年金受給権の確保は困難であり、その対策として派生的受給権の改善と独立的受給権の確保が求められるという点である。もう一つ注目すべき点は、90年代後半から学会での年金制度に関する研究が見られる点であり、そこから女性の年金保障に関する学界での検討は、90年代後半

から着手されたことがうかがえる。一方、複数制度研究をみると、90年の2本の研究は伝統的家族モデルに基づく所得保障制度の問題を指摘しており、1997年の研究では貧困の女性化の原因・対策の分析が論点となっている。特に注目すべき点は1998年の研究である。それは1988年韓国女性政策研究院で行われた研究の後続研究として10年たった当時の低所得母子世帯の実態・関連施策の分析・対策の提示のために実施されたものであり、そこから同機関の低所得母子世帯に対する持続的な研究活動がうかがえる。

2000年代に入って韓国では、「生産的福祉」の国政理念の下で所得保障政策の全面的な改革が推進される。特に国民基礎生活保障法の導入(2000年)、国民皆年金の実現(1999年)は注目に値する。また女性政策担当の政府組織である女性部の新設等(2001年)、女性政策においても新たな進展を見せる。このような状況で諸研究の動向をみると、リストアップされた論文の8割(40本)がここ数年間に集中していることが何よりも目立つ。まず年金制度では、90年代の研究と類似しており、女性の年金受給権に焦点を当てて女性の老後所得保障への問題を制度的・実証的に検証し、また外国事例の分析を踏まえて改善策を提示するものが最も多い。しかし90年代の研究との違いが2点見られる。一つは以前は制度改善の重要性や必要性を強調する水準で留まっていたが、2000年代の研究では外国制度やシミュレーション分析等を通じて、より具体的な改善策の検討を試みている点である。もう一つはまだ少数にすぎないが、年金分割や年金クレジット等のように研究テーマの多様化が見られる点である。

次に、この時期におけるもう一つの大きな特徴は、国民基礎生活保障制度の導入に伴いそれに関する研究が着手された点である。主な研究論点は、ジェンダー主流化観点からみた同制度における自活事業の問題・課題の分析である。最後に、複数

制度については、年金制度研究と同様に研究の数が急増している点(20本)と、研究論点が90年代のものと同様とそれほど変わりはなく、貧困の女性化や低所得母子世帯の実態・対策の分析等に関する研究が最も多い点の特徴である。しかし90年代の研究との違いは、①社会的排除や社会権という新たな観点からの考察が見られる点、②養育・離婚家族、女性ワーキングプア等研究テーマの多様化が見られる点である。このような所得保障研究の量的・質的变化は、女性部の設立や所得保障制度の導入・成熟に伴い、貧困の女性化や社会保障における死角地帯の問題等、女性の所得保障への必要性がより高まってきたことに起因すると考える。

一方、2000年代には研究機関別の特徴も見られる。最も目立つのは学会での研究が急増したことである。90年代には5本であった論文の数が2000年代には20本で4倍増しており、特に諸制度にもれなく研究活動が見られるなど、女性の所得保障に関する学界での議論が本格化されたと言えよう。また韓国保健社会研究院による研究も、この時期にはじめて登場し多くの研究実績をみせている。

### Ⅲ. 全体的考察と今後の研究課題

ここでは前節の研究制度別・時期別分類の考察結果を総括した上で、今後求められる女性の所得保障に関する研究課題を提示する。

#### 1. 制度別研究動向

52本を制度別に分類した結果、個別制度研究と複数制度研究の数は同数である。個別制度においては年金制度に関するものが圧倒的に多く、次が国民基礎生活保障制度に関するものである。年金制度では主に女性の年金受給権に着目しており、制度・統計分析を通じた考察が多い。研究結果としては、女性の家庭内無償労働と不安定な労働市

場の構造が年金制度にそのまま反映され、女性の老後所得保障は非常に不安定となる点で多くの研究が共通しており、派生的受給権の改善と独立的な受給権の確保等が改善策として挙げられている。国民基礎生活保障制度においては、すべてが自活事業に焦点化しており、制度・統計分析のみならず実態調査も取り入れている点で大きな特徴をもつ。研究結果としては、自活事業の対象者選定や事業内容における問題点等が指摘されている。改善策はジェンダー主流化観点の下で参加者のニーズへの的確な対応、自活事業のインフラの拡充、ジェンダー統計の生産等を挙げている。

一方、複数制度においては、貧困の女性化や低所得母子世帯の原因・実態・対策に関する分析に集中しており、制度・統計分析のみならず外国事例の分析も多数である。全体的な研究結果として所得保障制度が貧困の女性化を容認・強化させる点、低所得母子世帯に対する所得保障の不備等を指摘している。今後の改善策は、女性の特徴・ニーズが反映される貧困対策の構築、女性のケア労働に対する社会的分担の必要性等があり、具体的には基礎年金や児童手当の導入、自活事業の改善等を挙げている。

## 2. 時期別研究動向

1980年代は国内外の様々な影響により女性政策への関心が一層高まった時期であり、特に低所得母子世帯への対策が求められていた。そこで女性の所得保障研究も低所得母子世帯の実態と支援策に関するもので、その中心的な役割を担ったのが韓国女性政策研究院であった。1990年代は女性関連法制度の樹立、政府組織の整備等女性政策の土台が整えられた時期である。そして両性平等やジェンダー主流化理念が所得保障制度研究に多く反映される。特に女性の年金受給権問題がはじめて議論されるようになっており、複数制度においては、貧困の女性化や低所得母子世帯の実態と対策に研

究論点が集中する。韓国女性政策研究院は、80年代に続き90年代においても活発な研究を見せており、女性の年金保障に関する学会での議論が90年代後半から始まった点も注目に値する。

2000年代は、所得保障制度の拡大に伴って諸研究における量的・質的変化が見られる。年金制度では以前から焦点となっていた女性の年金受給権に加えて、年金分割や出産・育児クレジット等の論点が見られる。一方、国民基礎生活保障制度では自活事業に関する研究が、複数制度では90年代の論点と類似するが離婚家族や女性ワーキングプア等に関する研究も見られる。なお、2000年に入ってから、学会での研究数の急増も重要な特徴の一つである。

以上の結果より、女性の所得保障に関する全体的な研究動向は次の3点で要約できる。第1に、80年代は母子福祉制度について、90年代は国民年金制度と母子福祉制度について、2000年代はそれらに国民基礎生活保障制度と女性福祉関連制度が加えられるなど、研究対象制度が徐々に拡大されることが見られる。これは所得保障制度の成立・展開に相まって研究が進められたためであると考えられる。第2に、年金制度では女性の年金受給権が(90年代～2000年代)、複数制度では貧困の女性化と低所得母子世帯の実態と対策が(80年代～2000年代)主な焦点となっており、時期別の研究特徴はあるものの諸制度の研究焦点においてはそれほど大きな変化は見られない。これは所得保障制度の未成熟によるもので諸制度において依然として多くの課題が残されていることを示唆する。第3に、研究機関に注目すると学会での実績が最も多く(25本)、次は韓国女性政策研究院(12本)、韓国保健社会研究院(10本)の順となる。そして研究の持続性の観点からみると、特に80年代から現在まで多くの研究実績を見せている韓国女性政策研究院の貢献度は高く評価できると考える。



### 3. 女性の所得保障に関する今後の研究課題

以上の考察結果を踏まえて今後の研究課題を提示すると、以下の4点にまとめられる。

#### ①すべての女性の全生涯における所得保障の必要性を視野に入れた研究

これまでの女性の所得保障をめぐる研究は、主に低所得母子世帯や高齢女性に焦点化しており、特に年金制度の分析が中心とされてきたことが明らかとなった。多くの研究で指摘しているように、女性の貧困は家族での性別役割分業、労働市場での男女間差別、それらを反映する社会保障制度の不備等が相互に絡み合って生じるものであり、特に老後の貧困はそれらの積み重ねによる結果でもある。つまり女性の所得保障は、高齢期のみの問題とは限らない全生涯における問題・課題である。また、社会保障制度における女性の取扱いが女性個人のみならず世帯状況とも密接に関連する点を勘案すると、女性はライフサイクル上どの段階でも貧困に陥る可能性があることを忘れてはならない。2000年に入り、所得保障研究における量的・質的变化、学会と政府シンクタンクの活発な研究活動等、女性の所得保障をめぐる今後の研究動向が注目される中で上記の点を念頭に置き、今後は要保護女性のみならず一般女性を含めたすべての女性を視野に収め、かつ女性の全生涯における所得保障の必要性を認識しながら研究を進める必要があるだろう。

#### ②特定問題に焦点化した年金制度研究の必要性

個別制度研究に注目すると、年金制度にかなり偏っている。しかも、それらの大半は年金制度全般における問題点の分析であり、特定問題(年金分割、年金クレジット等)に焦点化した研究はわずかである。これは国民皆年金の実施が近年であるがゆえの年金制度の未成熟によるものと考えられる。しかしながら1999年の年金分割の導入、2008年から

実施される出産クレジット制度<sup>10)</sup>等の近年の年金改革、また以前から導入を求めている基礎年金等を考慮すると、それらの特定問題と女性の年金保障との関係や今後のあり方等についてより丹念な検討は欠かせないものと考えられる。今後は、女性の年金問題をより焦点化して研究を進める必要があるだろう。

#### ③所得保障の制度間考察の必要性

本稿の考察結果、3つの制度すべてを対象としている研究は、52本のうち9本のみである。しかもそれらの多くは制度概説が中心で、女性の所得保障をめぐる諸制度の役割や機能の関係までは考察されていない。公的な所得保障の手段には社会保険、公的扶助、社会手当、税制等様々なものがあり、それら制度の守備範囲は他制度との関係で左右される。さらに女性当事者の立場に立つと、所得保障は諸制度の組み合わせにより達成されるものであり、また前述の通りにそれは女性の全生涯における問題でもある。以上を考慮すると、今後は、女性の所得保障の観点からの所得保障制度の制度間考察が不可欠である。

#### ④先進諸国の制度研究及び国際比較研究

52本のうち外国制度の分析は17本である。これは全体の3割で一見少なく見えるかもしれないが、諸研究の目的パターン別にみると、ほぼすべてに用いられる研究方法として看過できない特徴と言える。しかしながら、それらは主に制度概説が中心で多くの検討の余地が残されている。本稿の考察結果、多くの研究では基礎年金や児童手当の導入、自活事業の改善等を示していたが、女性の観点から具体的な考察に取り組んでいる研究はあまり見当たらなかった。基礎年金や児童を対象とする社会手当、ワークフェア政策は既に多くの先進国で実施されており、それらに対する研究は韓国において多くの示唆を与えるに違いない。しかし

そこで注意すべき点は制度概説のみならず導入背景や変遷、成果等の考察が必要である以上に、韓国における導入・改善の根拠及び正当性を明確化する作業が先行されるという点である。なぜならば、制度の導入・改善の根拠により適用対象、給付内容、財源調達等の制度の仕組みが変わってくるためである。どのような根拠で制度設計が可能なのか、それらは社会的合意を得られるものか、また様々なライフスタイルに対応できるものか等、制度の実行に至るまでのもう一つの分析が欠かせないと考える。今後は上記の点を踏まえて、外国制度の分析や国際比較研究をより深めていく必要がある。

#### IV. 終わりに

本稿では、韓国の女性の所得保障をめぐる研究を研究制度別・時期別に考察した上で、今後の研究課題を提示した。それらの研究結果は既にⅢで総括しており、また紙面の制約上ここでは割愛する。以下では今後の課題について述べておきたい。

本稿は、女性の所得保障の観点から所得保障制度を分析対象とする研究に限定してレビューを行ったため、所得保障をめぐる議論の全体像を把握するには限界を含む。また提示された4つの研究課題は、これまでの研究成果と限界に照らして、今後求められる研究の方向性を示したもので、具体的にどのような手立てを講ずるかまでは踏み込んでいない。今後は所得保障制度をめぐる研究の相互関係、また女性の所得保障に関する研究を深めるためにどのような分析モデルを取り込むか等の研究技術的側面に注目した研究が必要であろう。

謝辞：本稿の執筆にあたって指導教授である岡部卓先生（首都大学東京）と査読して下さったレフェリーから極めて有益なコメントをいただいた。この場を借りて心からお礼を申し上げる。

投稿受理（平成20年3月）

採用決定（平成20年7月）

#### 注

- 1) 金大中政権の初期に「福祉の死角地帯」の用語が登場した。それはIMF体制の下に発生した大量の失業者を既存の社会保障制度が十分保障できないという状態を表したものである(ナム・チャンソプ2002; 21)。
- 2) 韓国の社会保障制度は、社会保障基本法(1995年)により社会保険、公共扶助、社会福祉サービス及び関連福祉制度の三分野から構成されており、ここで挙げている3つの制度が各分野の代表的な所得保障制度と言える。ちなみに2007年10月17日より「母父子福祉法」は「一人親家族支援法」へ改正されたが、本稿では既存の研究レビューという点から以前の法制度名を用いることとする。
- 3) 韓国学術振興財団では、一定の評価基準の下で一定点数以上の論文のみを登載・登載候補学術論文誌として公認している。ここではそれらのうち本稿の目的との関係から、またそれぞれの研究領域において最も代表的なものとして知られている論文を対象とした。
- 4) これに属する諸研究を研究目的別に示すと、①(キム・ミウォン1995; オ・グンシク1996; キム・ヘリョン2000; キム・テホン他2000; パク・ヨンラン他2001; ソク・ゼウン2003, 2004; イ・ゼヒ2004; チョン・ゼフン2005; キム・スボン他2005; ソ・ドンヒ2006), ②(オム・ギュシユク2002; ソク・ゼウン, キム・ヨンハ2002; キム・スワン2005), ③(ナム・ジョンリム1992; ゴ・ビョンウン1990; チェ・ソンファ1999), その他(チェ・シュッヒ1992; イ・ジョンウ2003; キム・スワン2006)である。
- 5) ジェンダー主流化は、政治・経済・社会領域のすべての政策とプログラムの計画・実施・モニタリング・評価において両性の関心と経験を反映することによって、両性にとって同等の結果と平等を実現する戦略であり、その究極的な目的はジェンダー平等を成し遂げることである(パク・ヨンラン他2001; 39)。
- 6) これに属する諸研究は、ベク・ソンヒ2000; ガン・ナムシク, ベク・ソンヒ2001; イ・シユクジン2002; パク・ヨンラン他2002; ファン・ジョンイム他2005; ファン・ジョンイム, ソン・チソン2006である。
- 7) これに属する諸研究を研究目的別に示すと、①(キム・ヨンラン1997; パク・ヨンラン他2003; パク・ヨンラン2002; ソク・ゼウン他2003; パク・ニユンフ他2003; イ・ヘギョン2006; キム・アンナ2006), ②(キム・ジョンザ1984; キム・ジョンザ他1988; パク・ヨンラン1998; キム・ミシユク他2000; ソン・ダヨン

- 2003, 2006), ③(パク・インドク他 1990;パク・ミンク他 2003;パク・ミンク他 2004;キム・ヨンラン 2004;キム・ヘラン 2005), ④(ゾ・ヒョン他 2003;チェ・ウンヨン他 2004;ソン・ダヨン 2005), その他(イ・ヘギョン 1990;キム・ミシュク他 2005;シム・サンヨン 2006;キム・ウンジョン他 2006;キム・スボン 2007)である。
- 8) ジェンダー統計とは、女性と男性の状況・必要と特殊な問題等を反映するために男女に区分して生産・提示される一切の統計をいう。1975年 UN 第1次世界女性大会の際にジェンダー統計の重要性が公式的に示され、1995年に女性関連政策戦略として採択された。韓国では女性発展基本法で国と自治体で人的統計を作成する際には性別を分析単位として取り入れるべきであるという内容を新設した(第13条)。
- 9) ここでの研究時期は52本の諸研究の発刊時点に基づいており、母父子福祉制度を単独に取り扱った研究はなかったため表では記されていない。
- 10) 少子化対策と年金死角地帯の縮小等を目的とし、第2子の出産から年金加入期間として加算される措置である(第2子は12カ月、第3子は18カ月が加算)。

#### 参考文献

- チェ・シュッヒ 1992「女性の就業構造と国民年金制度」『女性研究』第34号 pp.75-100.
- チェ・ソンファ 1999「生涯周期による老人女性の貧困原因」『韓国家族福祉学』第3号 pp.187-211.
- チェ・ウンヨン他 2004『女性関連福祉政策の体系と現況分析』韓国保健社会研究院.
- チョン・ゼフン 2005「国民年金制度発展方案に関する研究—両性平等的観点からの批判的分析」『韓国社会福祉学』第57巻第3号 pp.31-50.
- ガン・ナムシク、ペク・ソンヒ 2001「女性福祉の観点からの自活支援事業の分析と活性化案」『社会保障研究』第17巻2号 pp.49-78.
- ファン・ジョンイム他 2005「貧困女性のための自活支援政策の改善方案に関する研究—自活共同体(参加女性)事例を中心に」韓国女性政策研究院.
- ファン・ジョンイム、ソン・チソン 2006「自活共同体類型別の貧困女性の自活経験に関する研究—自活共同体がもつ提案的職場としての可能性の探索」『女性研究』第70号 pp.85-120.
- イ・ヘギョン 1990「社会福祉関連法と女性—社会保険と公的扶助を中心に」『韓国女性学』第6号 pp.59-101.
- イ・ヘギョン 2006「韓国の女性貧困と公共扶助及び女性福祉サービス」シン・ヨンヒ他『韓国ジェンダー政治と女性政策』ナナム出版 pp.143-177.
- イ・ジョンウ 2003「離婚女性のための年金分割制度の改善方案」『社会保障研究』第19巻第2号 pp.63-95.
- イ・シュクジン 2002「女性主義視点からみた自活事業」『韓国女性学』第18巻第2号 pp.37-72.
- イ・ゼヒ 2004「女性の老後所得保障のための国民年金制度の改善方案」『韓国生活科学会誌』第13巻第4号 pp.555-568.
- キム・アンナ 2006「韓国社会の女性貧困と貧困対策」『保健社会研究』第26巻第1号 pp.37-68.
- キム・ヘラン 2005「女性福祉政策」コン・テハン他編『韓国女性政策の争点と展望—家族、性暴力、福祉政策』図書出版ともに読む本 pp.169-202.
- キム・ヘリョン 2000「女性と法」ゾ・フンシク他編『女性福祉学』学志社 pp.131-155.
- キム・ジョンザ 1984『一人親家族の支援方案に関する基礎研究』韓国女性政策研究院.
- キム・ジョンザ他 1988『低所得層の母子家族に関する研究』韓国女性政策研究院.
- キム・ミシュク他 2000『低所得一人親家族の生活実態と政策課題』韓国保健社会研究院.
- キム・ミシュク他 2005『韓国の離婚実態と離婚家族の支援政策に関する研究』韓国保健社会研究院.
- キム・ミウォン 1995「福祉国家の家父長的特性に対する批判的考察—女性福祉の代案のための一考察」『韓国社会福祉学』第26号 pp.51-75.
- キム・スボン他 2005『社会保険死角地帯の解消方案の研究』韓国保健社会研究院.
- キム・スボン 2007「現高齢層のための最低年金制度の導入方案」『社会保障研究』第23巻第1号 pp.153-175.
- キム・スワン 2005「女性の公的年金の給付水準の国家間比較研究」韓国、アメリカ、スウェーデン、オランダ、ドイツを中心に『社会保障研究』第21巻第1号 pp.85-118.
- キム・スワン 2006「国民年金の出産クレジット制度の導入方案の研究」『社会保障研究』第22巻第1号 pp.29-56.
- キム・テホン他 2000『ジェンダー観点からみた保健福祉政策の影響評価の研究』韓国女性政策研究院.
- キム・ウンジョン他 2006「脆弱階層家族に対する児童養育支援政策の現況と改善課題」『社会福祉政策』第25号 pp.253-278.
- キム・ヨンラン 1997「貧困の女性化と社会福祉政策」『韓国社会福祉学』第31巻 pp.1-28.
- キム・ヨンラン 2004「ジェンダー化された愛—ロマンチックな愛、母性愛とケア労働」女性福祉政策的含意』『社会福祉政策』第18巻 199-221.
- ナム・チャンソプ 2002「韓国福祉制度の展開過程とその性格」金永子編『韓国の社会福祉』新幹社 pp.9-35.
- ナム・ジョンリム 1992「老人女性の貧困化原因と政策に関する女権論的接近法」『女性研究』第37号 pp.85-110.
- オ・グンシク 1996「女性の年金受給権の確保方案」『社会福祉政策』第2号 pp.96-102.

- オム・ギュシユク 2002「女性と国民年金」韓国女性政策研究会編『韓国の女性政策』未来人力研究院 pp.67-93.
- パク・インドク他 1990『女性関係法制に関する研究』韓国女性政策研究院.
- パク・ミソク他 2003「韓国家族福祉政策における女性の正体性」『大韓家庭学会誌』第 41 巻第 2 号 pp.155-170.
- パク・ミソク他 2004「ジェンダー観点と韓国の女性福祉政策—女性福祉政策認識, 要求度, 満足度調査を中心に」『大韓家庭学会誌』第 42 巻第 2 号 pp.195-212.
- パク・ニユンフ他 2003『脱貧困政策現況と発展方案の研究—所得保障政策を中心に』韓国保健社会研究院.
- パク・ヨンラン 1998『低所得母子家庭の自立方案の研究』韓国女性政策研究院.
- パク・ヨンラン他 2001『社会保険制度の女性受給現況及び改善方案の研究』韓国女性政策研究院.
- パク・ヨンラン他 2002『女性の貧困実態と国民基礎生活保障制度の効果性に関する研究—看病人ドゥミ自活事業の事例を中心に』韓国女性政策研究院.
- パク・ヨンラン 2002「女性と貧困政策」韓国女性政策研究会編『韓国の女性政策』未来人力研究院 pp.123-146.
- パク・ヨンラン他 2003『女性貧困退治のための政策開発の研究』韓国保健社会研究院.
- ペク・ソンヒ 2000「ジェンダー主流化観点からみた低所得失業者に対する分析と自活事業の定着のための政策提案」『韓国社会福祉学』第 43 巻 pp.76-105.
- シム・サンヨン 2006「女性「勤労」貧困の増加原因と人口社会学的特徴の変化に関する実証的究明」『社会福祉政策』第 26 号 pp.55-85.
- ソ・ドンヒ 2006「政策対象としての「女性」概念と年金政策の方向—個人主義単位モデルの観点から」『韓国政策学会報』第 15 巻第 2 号 pp.37-54.
- ソク・ゼウン, キム・ヨンハ 2002「国民年金の所得保障効果に対する Simulation 分析」『社会保障研究』第 18 巻第 1 号 pp.67-104.
- ソク・ゼウン他 2003『女性に貧困実態分析と脱貧困政策の課題の開発』韓国保健社会研究院.
- ソク・ゼウン 2003「公的年金の死角地帯: 実態, 原因と政策方案」『韓国社会福祉学』第 53 巻 pp.285-310.
- ソク・ゼウン 2004「年金の性別格差と女性の年金保障の方案」『保健社会研究』第 24 巻第 1 号 pp.93-129.
- ソン・ダヨン 2003「社会的排除の集団としての低所得母子家族と統合的福祉対策の樹立のための研究」『韓国社会福祉学』第 54 巻 pp.295-319.
- ソン・ダヨン 2005「家族価値論争と女性の社会権に関する考察」『社会福祉政策』第 22 号 pp.231-254.
- ソン・ダヨン 2006「一人親家族と女性の社会権」『社会福祉政策』第 27 号 pp.171-199.
- スン・ジョンヒョン, ソン・ダヨン 2006「勤労貧困層の女性世帯主世帯の生活実態と心理社会的問題に対する研究」『社会福祉政策』第 25 号 pp.81-106.
- ゾ・ビョンウン 1990「韓国の老人女性問題に対する理論的考察」『女性研究』第 28 号 pp.5-26.
- ゾ・ヒョン他 2003「韓国社会政策と女性市民権」『女性の市民的権利と社会政策』ハンオルアカデミー pp.83-178.

(Kim Jin

首都大学東京大学院人文科学研究科博士後期課程)